第 95 回 金沢市都市計画審議会議事録

１．日時

令和３年８月 19 日（木）14:00～15:30

２．場所

金沢市役所　７階　全員協議会室

３．出席委員

①学識経験者　（各 50 音順）

井口　栄市	金沢市農業委員会長
島田　明子	弁護士
竹村　裕樹	元金沢学院大学教授
出村　昌史	金沢大学准教授
中山　晶一朗	金沢大学教授
西田　哲次	金沢商工会議所常務理事
西野　辰哉	金沢大学教授
蜂谷　俊雄	金沢工業大学教授
濱崎　英明	金沢経済同友会代表幹事
吉田　朗子	石川県消費生活支援センター所長

②市議会議員

小間井　大祐	金沢市議会総務常任委員長
上田　雅大	金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

近藤　勝俊	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）
城ヶ﨑　正人	石川県土木部長（代理）
石井　克欣	石川県農林水産部長（代理）
田畑　健司	石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

笹井　錬造	金沢市町会連合会副会長
能木場　由紀子	金沢校下婦人会連絡協議会長

（司会）

定刻となりましたので、只今より第95回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日の審議案件は、計画案審議の金沢市決定案件が３件、その他案件が１件、計画原案審議が１件の計５件でございます。また、案件結果報告がございます。十分なご審議をお願い申しあげます。

それでは、はじめに都市整備局長の坪田より、ご挨拶を申し上げます

（坪田局長）

みなさまお疲れ様です。都市整備局長の坪田です。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、また、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が発出される中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政にご尽力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者数が全国で急増しており、本市においても明日から商業施設の人数制限がされる状況の中で先週この状況に追い打ちをかけるかのように季節外れの梅雨前線の影響で大雨が全国的に長期間続きまして、各地で浸水被害や土砂災害が発生している状況になっております。気象庁によりますと、今日も大気が不安定な状態であるということで、九州から東海にかけてまだまだ大雨の恐れがあるといった状況であります。本市におきましては、先週の大雨により一部の地域で道路冠水等が起こりましたが、幸いにも甚大な被害にはいたっていないということです。これからもまだまだ大雨のシーズンが続きますので、今一度対策に万全を期すとともに、災害に強く住みよいまちとなりますよう施策を進めていきたいと考えております。

本日の審議案件では長期未着手となっております都市計画道路の変更の他、地区計画の変更、特殊建築物の位置に関する審議を予定しております。また、計画原案審議についてもお諮りしたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの分野から忌憚のないご意見をいただきますとともに本市の住みよいまちづくりにご尽力をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

ここで、今回から委員にご就任いただいた皆様をご紹介いたします。

金沢市議会建設企業常任委員長、上田雅大委員でございます。

石川県農林水産部長、石井克欣委員でございますが、本日は、農業政策課主幹の浅田沙織様に代理出席をいただいております。

石川県警察本部交通部長、田畑健司委員でございますが、本日は、交通規制課長の源康晴様に代理出席をいただいております。

また、後ほどご出席いただくことになっております金沢市議会総務常任委員長、小間井大祐様、また、本日所用によりご欠席されております、金沢市議会副議長、山本由起子様にも委員にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。今回の審議会では、ペーパーレス化の推進のため、お手元のタブレットを使用いたします。資料は、１枚目が次第、２枚目以降が議案書となっており、計 20 枚ございます。また、議案書の中央下にページ番号を記載しておりますので、そのページ数をお伝えしながら、審議を進めさせていただきます。画面の拡大、縮小については、ご覧になりたい場所を２本の指で画面を開くと拡大し、画面を挟むと縮小いたします。以上、資料の確認となります。

また、本市では、今年度より地球温暖化対策及びプラスチックごみ対策の一環として、会議においてはペットボトル等を使用した飲料の提供を自粛しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、ここからの進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしくお願いします。

（竹村会長）

皆さまこんにちは。竹村でございます。感動と元気を与えてくれた五輪も終わったのですけれども、相変わらず世の中は災害の多発、あるいはコロナ、大変な状況であります。そういった中ではありますけれども、この都市計画は長い100年の計として考えることであります。大変重要な案件が続くと思いますので、皆様の忌憚のないご意見とご協力をお願いしたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内17名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第５条第２項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第７条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、濱崎委員、吉田委員にお願いいたします。お二人の署名委員の方にはよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。まず、最初の議案の議案第408号「金沢都市計画道路の変更」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

都市計画課です。よろしくお願いいたします。

議案第 408 号「金沢都市計画道路の変更（３・４・46 号観音堂涌波線）」 金沢市決

定案件についてご説明いたします。お手元の議案書で、２ページから４ページですので、前方のスクリーンと併せてご覧下さい。

はじめに議案書の３ページをご覧ください。こちらは観音堂上辰巳線の全体図です。現在、観音堂上辰巳線は、観音堂から上辰巳町までの延長約 14,010m の都市計画道路となっております。本路線のうち、青色の涌波一丁目から上辰巳町の区間は長期未着手となっており、平成 30 年３月に策定した金沢市新道路基本計画において、土地区画整理事業が行われない場合、廃止に向けた検討を行う必要があると位置付けております。

今回は、土地区画整理事業の実施が断念されたことを受けて、涌波１丁目から上辰巳町までの長期未着手区間延長約 3,920m の廃止についてお諮りするものです。

次に、議案書の４ページをご覧ください。こちらは廃止区間を拡大した図面です。なお、廃止区間は青色で示しております。当該区間は、土地区画整理事業による将来交通量の増加に対応するため、昭和 60 年に延伸された区間です。しかし、平成 31 年に末町、辰巳町、上辰巳町の土地区画整理事業の実施が断念され、将来交通量の増加が見込めないこととなりました。また、このことに加え、茶色で示す県道倉谷土清水線では本路線の交通代替機能を有しており、新たな道路整備の必要性が低いため、涌波一丁目から上辰巳町イの部までの延長約 3,920m を廃止いたします。

次に、議案書２ページをご覧ください。今回の道路計画の廃止に伴い、終点位置が金沢市上辰巳町イの部から金沢市涌波一丁目へ変更となり、併せて、路線名を観音堂上辰巳線から観音堂涌波線へ変更とします。また、延長につきましては、約 14,010m から約 10,090m へ変更とします。

最後に、当案件について、令和３年７月 21 日から８月４　日までの２週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。以上で議案第 408 号の説明を終わります。

（竹村会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見はありますか。

（A 委員）

未着手の部分を廃止するのはわかったのですが、残っている部分について確認したい。車線数が４となっており詳細な部分まではわからないが、残る部分は車線数４で整備済か。未整備部分があるなら、その部分の計画は維持するということでよいか。

（竹村会長）

涌波から観音堂までの約10kmの間ですね。ここは代表幅員18mと書いてありますけれど

も、このへんについて現状と計画をお願いします。

（事務局）
都市計画課でございます。よろしくお願いします。
残りの部分につきましては、現在全て整備済ということで、残りの部分は維持いたします。

（竹村会長）
他に何かご意見やご質問はありませんか。
今回の廃止する４kmは昭和60年なのでちょうどバブルの頃ですね。どんどん市街化が広がっていって、広がるときにただスプロールしたらいけないので都市計画道路とセットで面開発するという趣旨で計画されたのですが、その後そこまで宅地需要が伸びなかったということですね。それで今回事業化もなされないので廃止すると。県道沿いには大学、高校、中学があるのですけれども、そこの県道の整備も数年前から委員会をつくって交通安全対策として緑色の自転車レーン整備をやっていたところですね。私も毎日の通勤ルートだったのです。
その他はいかがでしょうか。

（B委員）
念のために確認させていただきたいのですけれども、廃止する区間は４車線の予定だったものが廃止されるということなのですが、県道倉谷土清水線は割と広い道路であるのかということと、この廃止区間があったとしても交通の混雑状況というのは問題ないのかということを念のため確認させていただきたいと思います。

（竹村会長）
永安町から辰巳側は県で涌波側は市ですね。それの現状とこれからの改良計画とかその辺についてお願いします。

（事務局）
永安町から北側の方は県道部分と市道部分ございます。永安町の交差点から南側が県道倉谷土清水線で県道です。県道倉谷土清水線は片側１車線の道路でございます。現在の交通量調査をしましたところ約8000台です。片側１車線の道路ですが、計画交通量は１万台であり、現在交通量が１万台未満なので交通量がさばけていると考えております。

（竹村会長）
交通量としては足りているとのことです。よろしいですか。
他に何かご質問等はありますか。

（各委員意見等なし）

（竹村会長）
他にご意見がないようなので、とりまとめさせていただきます。今いくつか貴重な意見をいただきましたけれども、また参考として取り扱っていただければと思います。これについては、計画案どおりとして答申します。よろしくお願いします。
それでは、次の議題に移らせていただきます。議案第409号及び410号「金沢都市計画地区計画の変更」について。これは一連の案件となりますので、事務局より一括での説明をお願いします。

（事務局）
最初に議案第 409 号「金沢都市計画地区計画の変更（金沢市粟崎町４丁目地区）」金沢市決定案件についてご説明をさせていただきます。議案書は５ページから８ページですので、前方のスクリーンと併せてご覧ください。
まず対象地区の位置図です。議案書は７ページ目です。対象となる金沢市粟崎町４丁目地区は、金沢駅から北西約 6.3km に位置し、のと里山海道及び日本海に近接した地区であり、地区面積は約 11.9ha です。また、本地区計画は、平成 19 年６月 18 日に、工業地区としての純化を図るとともに、東側に広がる住居系地区の周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、適正な土地利用を誘導していくため、地区計画が決定されております。
こちらは、航空写真です。現在、本地区内には、コマツ金沢第２工場が立地しており、工業地区としての土地利用がされております。
続いて、今回の変更に至る背景としまして、石川県が今年４月１日に施行しました、港湾法に基づく分区について、ご説明いたします。この分区とは、臨港地区内において、建築物や港湾施設等を対象とした構築物の用途を規制する制度となっています。スクリーン上にお示ししておりますが、石川県では、金沢港の更なる賑わい創出を図るため、商港区、工業港区、漁港区およびクルーズ港区の４つの分区を指定し、各分区に応じて構築物の用途規制を行っております。なお、当地区については、工業港区の指定がなされています。
次に、建築物の用途の規制についてです。今回、分区指定された工業港区においては、「工場等に従事する者の利便の用に供するための物販店や飲食店等が建築可能」とされ

ております。また、現行の本地区計画では、物販店や飲食店等の建築物の建築が規制されております。今回の変更は、分区により、臨港地区内の土地利用がより明確に示されたことを踏まえ、本地区においてもまちづくりの方向性を合わせ、今後も引き続き工業地区として適正な土地利用を誘導していくため、建築物の用途規制を削除することとしております。

次に、こちらは計画図です。議案書は８ページ目をご覧ください。地区計画の区域については、今回変更がありませんので、現行のままとしております。

次に、地区計画の変更内容についてご説明いたします。議案書は前後いたしますが、５ページ及び６ページをご覧下さい。まず、土地利用の方針については、「建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに」の文言を削除し、「工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、東側に広がる住居系地区への環境等に配慮した土地利用を図る」に内容を改めることとしております。また、建築物等の整備方針につきましては、「建築物等の用途の制限」の文言を削除し、「地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、及び垣又はさくの構造の制限を行い、魅力的で潤いのある工業地が形成されるよう誘導する。」に内容を改めることとしております。最後に、建築物等の用途の制限については、現行の制限を削除することとしております。なお、その他の制限等おいては、変更がありませんので、現行のままとしております。以上が当地区の地区計画の変更内容です。

続きまして、議案第 410 号「金沢都市計画地区計画の変更（金沢港東部工業用地地区）」金沢市決定案件についてご説明いたします。議案書は、９ページから 12 ページです。

対象地区の位置図です。議案書は 11 ページ目をご覧ください。対象となる金沢港東部工業用地地区は、金沢駅から北西約６㎞に位置し、金沢港に近接した地区であり、地区面積は約 12.1ha です。また、本地区計画は、平成 20 年７月１日に、周辺環境と調和した工業地区の形成を目標に適正な土地利用を誘導していくため、地区計画が決定されております。

こちらは、航空写真です。本地区は都市計画道路臨港線に面しており、写真上では確認できませんが、地区内には、県営東部上屋や金沢港運東部上屋が立地し、工業地区としての土地利用がされております。

次に、先ほどと同じく、分区の指定範囲についてですが、当地区については、地区の一部が商港区の指定がなされています。

同じく、建築物の用途の規制についてですが、今回、分区指定された商港区においては、「港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための物販店や飲食店等が建築可能」とされております。また、現行の本地区計画では、物販店や飲食店等の建

築物の建築が規制されております。本件についても、粟崎町４丁目地区同様に地区計画を変更し、分区指定がなされた地区の一部において、建築物の用途規制を削除することとしております。

次に、こちらは計画図です。議案書は 12 ページ目をご覧ください。本地区においては、現在一つの区域として取り扱っていますが、分区の指定に合わせるかたちで、地区計画区域についても、分区外の区域と分区内の区域に区分することで整理し、分区外となる白地部分を工業地区Ａ、また、分区内となる赤ハッチ部分を工業地区Ｂとしております。

次に、地区計画の変更内容についてご説明いたします。議案書は前後いたしますが、９ページ及び 10 ページをご覧下さい。今回の変更では、地区の区分を新たに設けて、工業地区Ａ（約 7.6ha）、工業地区Ｂ（約 4.5ha）に分けることとしています。また、地区の区分と併せて、建築物等の用途の制限については、工業地区Ｂの制限を削除することとしております。なお、その他の制限等においては、変更がありませんので、現行のままとしております。以上が当地区の地区計画の変更内容です。

最後に、両案件について、令和３年７月 21 日から８月４ 日までの２週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

（竹村会長）

ありがとうございます。議案の 409 号、410 号を一括でご説明いただきましたけれども、これについて、何かご質問やご意見があればお願いします。

これは今年の４月から港湾法で分区指定があって、工業港区や商業港区等にふさわしいものにしようと港湾法の規定がなされている訳ですけれども、そこにこれまであった地区計画、建築物の用途制限ですが、これについて一部外すというようなことです。

これについて何かご質問なりご意見ありますでしょうか。

（各委員意見等無し）

（竹村会長）

ご意見もないようですので、計画案どおりとして答申します。続きまして、その他案件の議案第 411 号「金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議案第 411 号「金沢市における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置」について、ご説明いたします。お手元の議案書で、13 ページから 16 ページとなります

ので、前方のスクリーンと併せてご覧下さい。

本件については、建築基準法第51条ただし書きの許可に基づく、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議していただくものです。今回は、産業廃棄物である木くず・がれき類の破砕施設に関して、既存の処理能力を変更するものであり、本審議会での審議を経て、石川県都市計画審議会に付議され審議されることとなります。その後、施設の位置が都市計画上支障がないものとして、特定行政庁が許可した場合は、これらの建物を新築・増築ができることとなります。

計画地の位置図です。議案書は14ページ目です。計画地は湊1丁目地内に位置しており、既に産業廃棄物処理業を営んでいる、（株）リサイクルマツモトの敷地です。また、用途地域は工業専用地域です。

次に、位置図を拡大したものです。議案書は15ページ目をご覧ください。計画地は、幅員10.15mの金沢市道に面しており、周辺には工場や、事務所、倉庫等が立地し、工業地が形成されております。

こちらは、現況写真です。スクリーン上、左上が搬入口、左下が搬出口の状況写真であり、前面道路側に鉄板等の塀が設けられています。また、右上の写真は敷地内の既存の処理工場上屋の状況であり、右下は既存のがれき類の破砕施設の様子です。

続いて、（株）リサイクルマツモトの事業概要についてご説明します。（株）リサイクルマツモトは、平成７年に会社を設立後、平成８年に産業廃棄物処分業許可を取得し、本敷地にてがれき類の破砕等の産業廃棄物処理業を営んでおります。また、平成21年に、がれき類の破砕施設を更新し、処理能力を当初の376t/日から560t/日に変更しております。今回の計画は、本敷地内において施設の上屋を増築し、既設のがれき類の破砕施設（560t/日）に加えて、新たに木くずの破砕施設（80.8t/日）を設置するものであり、木くず又はがれき類の破砕施設の処理能力の合計を640.8t/日に拡大するという変更です。

こちらは配置図です。議案書は16ページ目をご覧ください。画面上右上が北方向を示しています。前面道路に対して、搬入口及び搬出口がそれぞれ設けられており、敷地中央部分に既設のがれき類の破砕施設とその周りにがれき類の保管場所が配置されています。今回、敷地北側の青色で示す既存建物に、赤色の上屋を増築し、その屋内部分にて木くずの破砕施設を新設する計画としております。

今回設置する木くずの破砕施設の処理工程については、基本的には、解体現場から搬入された木くずの解体材を破砕施設に取り込み、破砕機、選別機を順に経て、破砕製品として木チップに変えて、搬出される流れとなります。

こちらは廃棄物処理施設を市街化区域内に設置する場合における、都市計画審議会への付議基準の内容です。敷地の位置、道路、環境保全、近隣説明および、その他の各基準に照らし合わせ、都市計画上の支障がない旨を審議いただくものです。これらについて、順に、内容をご説明させていただきます。

まず、敷地の位置についてです。敷地は「工業地域又は工業専用地域であること」及び「住居系用途地域、学校、保育所及び病院から 100m 以上離れていること」とされており、これに対しては、計画地は工業専用地域内で、周辺に学校等の各施設は存在せず、100m 以上離れていることを確認しています。

次に、道路についてです。「搬入・搬出口に接する道路は幅員８m 以上確保すること」及び「搬入・搬出する際に通行する道路沿道の生活環境に著しい影響や当該道路の交通に支障を与えないこと。」とされており、これに対しては、敷地は幅員 10.15m の金沢市道に接しており、通行する道路においても、周辺には住宅等が立地しておらず、大通りかつ交通量が少ない地域であることに加えて、今回の施設設置による車両台数の増加が２台程度と軽微なものであることから、沿道の生活環境に著しい影響や当該道路の交通に支障を与えるものでないと判断しています。

次に、環境保全については、敷地内に緑地を新たに設けることとしています。

次に、近隣説明については、隣接する土地・建物の所有者に関して、個別説明を行い、理解が得られていることを確認しています。

最後に、その他についてです。「公害防止対策を万全に行うこと」や「他法令・条例等の許認可が得られること」とされており、これに対しては、生活環境影響評価により調査が実施された騒音、振動について、環境保全目標の基準を満たすことから、周辺環境へ及ぼす影響がないことを確認しています。また、他法令・条例等については、関係課との協議や事前審査が行われており、許認可等に関して支障ない計画であることを確認しております。

以上により、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置について都市計画上の支障はないものと判断します。

これで、事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（竹村会長）

ありがとうございます。議案第 411 号は産廃処理施設に一部木くずの施設が増えるということについて、都市計画上大丈夫かどうかということを都市計画審議会の立場としてご審議をいただくということです。今ほど丁寧にご説明いただきました。何かご質問、ご意見などありますでしょうか。

（A 委員）

環境のことは専門でないのでわかってないのですけれども、木くずを置くということや屋内という話もありましたので、粉砕しても特に粉塵がでたり、また廃油が流れでたりそういう面の問題はないということでよかったのかを確認させてください。

（事務局）
はい。屋内での処理施設になりますので、粉塵等周辺への影響は少ないとい考えております。

（竹村会長）
よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。
今ほどご説明あったように都市計画上の観点から、周りの市街地環境へ影響ないかとか、搬出入で交通に支障がないかとかそんなことを都市計画上の観点から審議するというようなことで、我々もそういう立場なのですけれども。よろしいでしょうかね。

（各委員意見等無し）

（竹村会長）
はい。ありがとうございます。ただいまご意見いただいたことについてもまた参考意見としてよろしくお願いします。これについては県の都計審でもチェックしていただくことになっているので、市の審議会としては計画案どおりとして、石川県都市計画審議会へ付議することとします。

（竹村会長）
続きまして、案件結果報告をお願いします。

（事務局）
それでは、案件結果報告をご説明いたします。議案書で 17 ページ目ですので、スクリーンと併せてご覧下さい。
案件結果報告については、令和３年２月16日に開催しました、第94回金沢市都市計画審議会でご審議いただいた案件をご報告いたします。
「議案第406号金沢都市計画臨港地区の変更（金沢港臨港地区）」の石川県決定案件について、令和３年３月26日付け石川県告示第98号で変更の告示がなされましたことをご報告いたします。
以上、案件結果報告をご説明させていただきました。

（竹村会長）
はい。ありがとうございます。先ほど審議した案件とも関連しますけれど、３月26日に臨港地区の変更があったと。これは既に、県の告示がなされたもので、報告です。よろしいでしょうか。

（各委員意見等なし）

（竹村会長）
それでは、特にご意見もないようなので、ここで、一旦、進行を事務局へお返しいたします。

（事務局）
それでは、これより先は、意思形成過程段階のものとなりますので、非公開といたします。申し訳ありませんが、報道関係の方は退席をお願いいたします。

（報道関係　退席）

［ 計画原案審議（非公開） ］

（竹村会長）
それでは、本日すべての案件について、滞りなく審議が終了しました。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。
それでは進行を事務局にお返しします。

（事務局）
竹村会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様も長時間にわたり慎重にご審議いただきありがとうございました。
本日ご審議いただいた案件につきまして、今後順次手続きを進めさせていただきます。また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思いますし、特に計画原案審議の案件につきましては、まちづくりという観点が重要だというご意見だと受け止めております。本日いただいたご意見をしっかりと伝えていきたいと思っております。
それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。
本日はどうもありがとうございました。

―以上―